

平成 27 年 8 月

遊佐町農業委員会第 5 回総会議事録

1. 開催日程 平成 27 年 8 月 25 日（火） 午後 1 時 30 分～3 時 30 分
2. 場 所 遊佐町役場 2 階 202 会議室
3. 会議に付した議案

報告事項 1 解約について

報告事項 2 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出書の受理について

報告事項 3 議第 17 号「農地法第 4 条の規定による許可申請にいて」から「農地法第 5 条の規定による使用貸借権設定許可申請について」への変更について

議第 20 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知受理について

議第 21 号 農地法第 3 条の規定による所有権移転許可申請について

議第 22 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の決定について

4. 出席委員 (16 名中 15 名)

| 番号 | 氏名 | 番号 | 氏名 | 番号 | 氏名 | 番号 | 氏名 |
|----|-------|----|-------|----|-------|----|-------|
| 1 | 今井 彰 | 2 | 佐藤 重一 | 3 | 伊原ひとみ | 4 | 池田 俊明 |
| 5 | 齋藤 誠喜 | 6 | 石垣 敏勝 | 7 | 川俣 義昭 | 8 | 渡会 健 |
| 9 | 菅原 幸男 | 10 | 荒生あや子 | 11 | 今野 一彦 | | |
| 13 | 本間 克修 | 14 | 菅原 寛志 | 15 | 佐藤 充 | 16 | 高橋 正樹 |

5. 欠席委員 (1 名)

| 番号 | 氏名 | 番号 | 氏名 | 番号 | 氏名 | 番号 | 氏名 |
|----|-------|----|----|----|----|----|----|
| 12 | 鈴木 寿一 | | | | | | |

6. 事務局出席者 (2 名)

今野信雄次長、佐藤 結主事

7. 関係機関・団体等その他出席した者 (0 名 なし)

8. 会議の概要

| | |
|-----------|--|
| 事務局次長 | <p>定刻になりましたので遊佐町農業委員会 8 月定例会を開催します。本日は事務局長が会議のため、欠席しております。</p> <p>はじめに、6 番石垣敏勝懲罰委員長より本日の出欠状況の報告をお願いします。</p> <p>(6 番石垣敏勝委員が挙手し、議長が指名する)</p> |
| 6 番石垣敏勝委員 | <p>本日の出欠状況について報告いたします。</p> <p>届出欠席、1 名、以上、欠席委員 1 名、出席委員 15 名で過半数の委員が出席しておりますので、「農業委員会等に関する法律、第 21 条第 3 項の規定」により、本総会は成立しております。</p> <p>以上報告を終わります。</p> |
| 事務局次長 | <p>ありがとうございました。それでは会長よりご挨拶をお願いします</p> |
| 会長 | <p>今月 3 日～5 日にかけての荒廃農地調査、大変暑い中ご苦労さまでした。調査をしてみて、改めて厳しい状況だと思いました。農地に復元するには難しい農地もあり、非農地通知を出した方が良いのではないかと土地もありました。高齢化や後継者不足によるもので、本当に深刻問題だと感じました。</p> <p>国会の方は、農協改革は今月末で決まりそうですが、農業委員改革は 9 月までかかりそうです。TPP はどこへいったのか判りませんが、それと関係なく、稲の方は順調に育っております。台風の影響もなく、寒暖の差もあり、今年は期待できるようです。今年の米価は、まだ判りませんが収穫の秋を楽しみたいと思います。</p> <p>本日は、8 月定例総会提出されました全議案に対し、慎重審議下さいますようお願いしまして、挨拶と致します。</p> |
| 事務局次長 | <p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、会議の議長は「遊佐町農業委員会 会議規則第 4 条の規程」により、会長が当たることになっておりますので、高橋会長より議長をお願いします。</p> |
| 議長 | <p>それでは、議事に入る前に、会議規則第 13 条の規程による、議事録署名人の選任を行います。</p> <p>恒例によりまして、議長の私から指名させていただくことに、ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p> <p>では、4 番池田俊明委員、5 番齋藤誠喜委員をお願いします。</p> <p>なお、書記は、事務局の佐藤主事を指名します。</p> <p>それでは、総会次第に基づき進行いたします。</p> <p>始めに、報告事項の番号 1 から 3 まで、事務局より説明願います。</p> <p>(事務局次長が挙手し、議長が指名する)</p> |
| 事務局次長 | <p>(報告事項、朗読説明)</p> |
| 事務局 | <p>補足説明いたします。総会議案書の 2 頁をご覧ください。</p> |

| | |
|----|---|
| | <p>報告事項 1. 解約について</p> <p>番号 8 計 1 筆、8,410 m²</p> <p>第三者への利用権設定のための解約で、先月 7 月総会の議第 19 号番号 53 で利用権が設定されております。</p> <p>番号 9 計 26 筆、70,296 m²</p> <p>解約の事由は第三者への利用権設定のためで、解約後は議第 22 号、番号 60 で契約の予定です。</p> <p>続きまして総会議案書の 3 頁をご覧ください。</p> <p>報告事項 2. 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出書の受理について</p> <p>合計 6 件、全て農地法第 3 条の許可不要の取得事由の届出の受理となっております。</p> <p>番号 32 計 3 筆、573 m²</p> <p>番号 33 計 4 筆、1,684 m²</p> <p>このうち田一筆に斡旋の申し出がありました。</p> <p>番号 34 計 4 筆、6,470 m²</p> <p>番号 35 計 10 筆、18,055 m²</p> <p>番号 36 計 4 筆、2,082 m²</p> <p>畑 4 筆に斡旋の申し出がありました。</p> <p>番号 37 計 10 筆、11,686.1 m²</p> <p>以上 6 件、全て相続による所有権の取得です。</p> <p>続きまして、報告事項 3. 議第 17 号「農地法 4 条の規定による許可申請について」から「農地法第 5 条の規定による使用貸借権設定許可申請について」への変更については、議第 17 号農地法第 4 条の規定による許可申請について、7 月総会に諮り決定された案件です。</p> <p>許可相当の意見書を添付して、県知事に進達しましたが、次のような指摘がありました。経済産業省、東北電力への登録等については、申請人の夫である。また、資金計画の残高証明、工事の見積書も申請人の夫である。</p> <p>今回の事業申請者は土地の名義人である申請人ではなく、申請人の夫と思われる。よって、この案件については 4 条申請でなく、5 条申請で取り扱うべきである。</p> <p>事業の着手日も迫っていることから、今回は申請の取り下げではなく、申請書の差し替えで行い、県の審査会にもそのように諮る予定である。事後報告にはなるが、農業委員会の総会に諮り、決定していただきたい。その後、農業委員会の議事録証明により許可書を発行する予定である。</p> <p>尚、補足説明資料として、農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請書と意見書を添付しておりますので参考にしてください。</p> |
| 議長 | <p>只今の報告事項について、何か質問・意見等はありませんか。</p> <p>(質問、意見無し)</p> <p>報告事項について、本来採決はいたしておりませんが、報告事項 3 につい</p> |

| | |
|-------|---|
| | <p>ては、先の説明の通り農業委員会で決定を求められておりますので、採決を致します。</p> <p>報告事項 3. 議第 17 号「農地法 4 条の規定による許可申請について」から「農地法第 5 条の規定による使用貸借権設定許可申請について」への変更について原案の通り決定する事の賛成の方は挙手をお願い致します。</p> <p>(出席委員全員挙手)</p> <p>全員賛成ですので、報告事項 3 について原案のとおり決定いたします。</p> <p>以上で報告事項を終了し、引き続き議事に移ります。</p> <p>議第 20 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知受理について、事務局の説明を求めます。</p> <p>(事務局次長が挙手し、議長が指名する)</p> |
| 事務局次長 | (議案書、朗読説明) |
| 議長 | <p>事務局より補足説明願います。</p> <p>(事務局が挙手し、議長が指名する)</p> |
| 事務局 | <p>ご説明いたします。</p> <p>審査基準書は 1 頁をご覧ください。</p> <p>農地法第 18 条第 1 項第 2 号、農地の引き渡し期限前、6 箇月以内に成立した合意解約が書面で明らかなため、通知の受理のみで足りる内容になっております。</p> <p>個別にご説明いたします。</p> <p>番号 19 計 3 筆、9,009 m²</p> <p>解約の事由は、借人の労働力不足のためです。</p> <p>番号 20 から 26 までは全て借人は同一人で借人の変更のための解約です。解約後は議第 22 号で新たに契約の予定です。</p> <p>番号 20 計 10 筆、17,089 m²</p> <p>番号 21 計 1 筆、2,203 m²</p> <p>番号 22 計 4 筆、7,471 m²</p> <p>番号 23 計 24 筆、38,392.88 m²</p> <p>番号 24 計 6 筆、9,455 m²</p> <p>番号 25 計 5 筆、15,777 m²</p> <p>番号 26 計 11 筆、7,343 m²</p> <p>以上です。</p> |
| 議長 | <p>ただいまの事務局からの議案説明について質疑を行ないます。何か質問・意見等ございませんか。</p> <p>(質問、意見なし)</p> <p>無いようですので、お諮りします。</p> <p>議第 20 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知受理について原案のとおり決定する事に賛成の方は挙手願います。</p> <p>(在席委員全員挙手)</p> <p>全員賛成ですので、原案のとおり受理する事に決定いたします。次に、議第 21 号 農地法第 3 条の規定による所有権移転許可申請について、事務局</p> |

| | |
|-----------|--|
| | <p>の説明を求めます。 (事務局次長が挙手し、議長が指名する)</p> |
| 事務局次長 | <p>(議案書、朗読説明)</p> |
| 議長 | <p>事務局より補足説明願います。 (事務局が挙手し、議長が指名する)</p> |
| 事務局 | <p>補足説明申し上げます。審査基準書は2頁をご覧ください。 農地法第3条による所有権の移転許可申請で、第3条第2項の各号に掲げる効率利用、下限面積、調和要件等の不許可要件には該当しないと考えます。個別にご説明致します。 番号7 計1筆、1,846㎡ こちらは、譲受人所有の畑に隣接する畑を売買で取得するものです。 尚、現地調査を、西遊佐地区担当の本間克修委員にお願いしておりますので、補足説明などありましたらよろしくお願い致します。 以上です。</p> |
| 議長 | <p>それでは番号6について、13番 本間克修委員より報告願います。 (13番本間克修委員が挙手し、議長が指名する)</p> |
| 13番本間克修委員 | <p>14日に、現地調査を行いました。隣の畑と隣接しており、現在は畑としては休んでいる状態でしたが、将来、耕作するには十分な面積であるとみてきました。以上です。</p> |
| 議長 | <p>ありがとうございました。それでは、質疑に入りますが、農業委員に係る議案のため、関連する9番菅原幸男委員は一時退席をお願い致します。 (菅原幸男委員、退席)</p> <p>それでは只今の事務局からの議案説明、現地調査委員からの報告がありました。発言のある方は挙手願います。 (質問、意見なし)</p> <p>無いようですので、質疑を終了し採決いたします。</p> <p>議第21号について、原案の通り決定することに賛成の方は挙手を願います。 (出席委員全員挙手)</p> <p>全員賛成ですので、議第21号農地法第3条の規定による所有権移転許可申請について、原案の通り許可することに決定いたします。 (菅原幸男委員、着席)</p> <p>次に、議第22号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について、事務局の説明を求めます。 (事務局次長が挙手し、議長が指名する)</p> |
| 事務局次長 | <p>(議案書、朗読説明)</p> |
| 議長 | <p>事務局より補足説明願います。 (事務局が挙手し、議長が指名する)</p> |

| | |
|-----|---|
| 事務局 | <p>それでは、補足説明致します。審査基準書 10 頁をご覧ください。</p> <p>農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定により、遊佐町長から農用地利用集積計画の決定を求められております。</p> <p>内訳は、(2) 利用権の新規設定が 9 件、再設定が 2 件となっております。計画の内容が審査基準に適合するかは、審査基準書をご覧ください。計画要請の内容は、経営面積、従事日数など、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。</p> <p>それでは個別にご説明いたします。</p> <p>(2) 利用権設定</p> <p>番号 55 から 63 までの借人はすべて同一の法人です。</p> <p>番号 55 計 10 筆、17,089 m² 期間 10 年、単価は 10 a あたり田が 20,400 円で、畑が 2,400 円、新規に設定です。</p> <p>番号 56 計 1 筆、2,203 m² 期間 10 年、単価は 10 a あたり 20,400 円で新規に設定です。経常賦課金込の金額です。</p> <p>番号 57 計 4 筆、7,471 m² 期間 10 年、単価は 10 a あたり 20,400 円で新規に設定です。経常賦課金込の金額です。</p> <p>番号 58 計 24 筆、38,392.88 m² 期間 10 年、単価は 10 a あたり 20,400 円で新規に設定です。</p> <p>番号 59 計 5 筆、9,175 m² 期間 10 年、単価は 10 a あたり 20,400 円で新規に設定です。</p> <p>番号 60 計 26 筆、70,296 m² 期間 10 年、単価は 10 a あたり 2,500 円で新規に設定です。</p> <p>番号 61 計 5 筆、26,243 m² 期間 10 年、単価は 10 a あたり 2,500 円で新規に設定です。</p> <p>番号 62 計 5 筆、15,777 m² 期間 10 年、単価は 10 a あたり 20,400 円で、新規に設定です。</p> <p>番号 63 計 11 筆、7,343 m² 期間 10 年、単価は 10 a あたり田が 20,400 円、畑が 2,400 円で、新規に設定です。</p> <p>次に、農地利用円滑化団体である農協を仲介した賃貸借契約です。</p> <p>番号 64-1.2 計 2 筆、2,604 m² 期間 5 年、単価は 10 a あたり 19,000 円で、同一人との再設定です。</p> <p>番号 65-1.2 計 11 筆、11,411 m²。 期間 5 年、単価は 10 a あたり 21,000 円で、同一人との再設定です。 以上です。</p> |
| 議長 | <p>ありがとうございました。</p> <p>この案件につきましては、農地利用調整委員会が開催されておりますの</p> |

| | |
|-----------|--|
| | <p>で、15番佐藤充委員長より報告をお願いします。</p> <p>(15番佐藤充委員が挙手し、議長が指名する)</p> |
| 15番佐藤充委員 | <p>8月19日に、この会議室で7名の委員が出席して、農地利用調整委員会を開催しましたが、全ての案件について、特に問題なしとして審議し、本総会に提出しております。</p> |
| 議長 | <p>それでは、質疑に入りますが、ただいまの事務局の説明に対し何か質問・意見等はございますか。</p> <p>(14番菅原寛志委員が挙手し、議長が指名する)</p> |
| 14番菅原寛志委員 | <p>参考までに、法人格の同一世帯の地主への賃借料の決定ですが、当事者間で金額を決めて良いとなっているのですか。</p> |
| 議長 | <p>事務局、説明願います。</p> <p>(事務局が挙手し、議長が指名する)</p> |
| 事務局 | <p>ご説明致します。番号60番61番についてですが、同一世帯での法人との賃貸借ですが、税理士の方と相談をした結果、無償で使用貸借という形もとれますが、そうではなく、固定資産税分くらいは経費としてあげるべきだという指導があったと聞いております。</p> |
| 議長 | <p>他に何かありませんか。</p> <p>(6番石垣敏勝委員が挙手し、議長が指名する)</p> |
| 6番石垣敏勝委員 | <p>法人と契約されている方で賃借料の中に経常賦課金も含まれている方と含まれていない方がいらっしゃると思いますが、何か理由があるのですか。</p> |
| 議長 | <p>事務局、説明願います。</p> <p>(事務局が挙手し、議長が指名する)</p> |
| 事務局 | <p>ご説明いたします。春に個人間で利用権設定の契約の際、法人設立のお話があり、田植後に法人と新規で契約を結ぶ方向でお話を進めてきた次第です。その席上で現状の賃借料でというお話があり、その中には経常賦課金込の金額もあれば、含まれない金額もありました。</p> |
| 議長 | <p>(6番石垣敏勝委員が挙手し、議長が指名する)</p> |
| 6番石垣敏勝委員 | <p>借手が耕作して水を使っているのであれば、法人が経常賦課金を払うのは当然だと私は思います。小作料と一緒に支払う事により未払いの原因になっているのが現実です。それを回収することは難しく、私たち土地改良区の者としては、頭を悩ませているところです。出来れば、耕作者が賃借料に含まず経常賦課金を収めて頂きたいと思っています。</p> |
| 事務局 | <p>貸手のお二方からも経常賦課金の確約書を貸手が負担するという事で頂いておりますので、貸手がお支払することは、間違いのないと思います。</p> |

| | |
|----|--|
| 議長 | <p>私たちが契約する際、窓口で水利費をどちらが払うのか聞かれ、双方で話合を行い、確約書に署名、捺印します。今回もそのように手続きされており、貸手が水利費を支払うとされていますので、事務局としてもそれ以上の指導などは出来ないと思います。</p> <p>その他、何かありませんか。</p> <p>(質問・意見なし)</p> <p>よろしいですか。それでは質疑を打ち切り採決致します。</p> <p>議第 22 号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。</p> <p>(委員全員挙手)</p> <p>全員賛成ですので、議第 22 号農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の決定について、原案の通り許可することに決定いたします。</p> <p>予定されておりました議事は以上ですが、他に何かございませんか。予定されておりました議事は以上ですが、他に何かございませんか。</p> <p>(委員、事務局共になし)</p> <p>無いようですので、これで 8 月の定例総会を閉会します。</p> |
|----|--|